

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【会社名】 株式会社大京

【英訳名】 DAIKYO INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 山 口 陽

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03(3475)1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 グループ総務部長 佐 藤 達 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03(3475)1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 グループ総務部長 佐 藤 達 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社大京名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦二丁目9番29号)
株式会社大京大阪支店
(大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月22日開催の当社第93回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会において決議事項が決議され、また第1種優先株主様からの書面による同意が得られたことにより、平成29年6月19日に第1種優先株式にかかる種類株主総会の決議があったものとみなされましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

・第93回定時株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

平成29年10月1日を効力発生日として、次のとおり定款を一部変更する。

イ 当社普通株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株へ変更することとし、単元株式数に関する定めの変更を行う。

ロ 当社普通株式について10株を1株にする株式併合を行うこととし、発行可能株式総数の変更および第1種優先株式の取得条項にかかる定めの変更を行う。

ハ 第1種優先株式についても、普通株式と同様に単元株式数の変更および株式併合を行うこととするため、法令に定める場合を除き株式併合等を行わない旨の定めを削除し、あわせて発行可能株式総数の変更および剰余金の配当等にかかる定めの変更を行う。

ニ 種類株主総会の基準日にかかる規定の整備その他所要の変更を行う。

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式および第1種優先株式のいずれについても、10株につき1株の割合で併合する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、門脇克俊、山口陽、木村司、海瀬和彦、半林亨、鷲尾友春および井上貴彦を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率	決議の結果
第1号議案 定款一部変更の件	732,601	1,249	0	99.83%	可決
第2号議案 株式併合の件	732,791	1,058	0	99.86%	可決
第3号議案 取締役7名選任の件					
門脇 克俊	722,024	11,917	0	98.38%	可決
山口 陽	721,050	12,891	0	98.24%	可決
木村 司	726,980	6,962	0	99.05%	可決
海瀬 和彦	727,006	6,936	0	99.05%	可決
半林 亨	729,514	4,428	0	99.40%	可決
鷲尾 友春	720,999	12,942	0	98.24%	可決
井上 貴彦	664,216	69,723	0	90.50%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- 第1号議案および第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成による。

2. 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

・普通株式にかかる種類株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

平成29年10月1日を効力発生日として、次のとおり定款を一部変更する。

イ 当社普通株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株へ変更することとし、単元株式数に関する定めの変更を行う。

ロ 当社普通株式について10株を1株にする株式併合を行うこととし、発行可能株式総数の変更および第1種優先株式の取得条項にかかる定めの変更を行う。

ハ 第1種優先株式についても、普通株式と同様に単元株式数の変更および株式併合を行うこととするため、法令に定める場合を除き株式併合等を行わない旨の定めを削除し、あわせて発行可能株式総数の変更および剰余金の配当等にかかる定めの変更を行う。

ニ 種類株主総会の基準日にかかる規定の整備その他所要の変更を行う。

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式および第1種優先株式のいずれについても、10株につき1株の割合で併合する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率	決議の結果
第1号議案 定款一部変更の件	732,732	1,213	0	99.83%	可決
第2号議案 株式併合の件	732,899	1,047	0	99.86%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案および第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

・第1種優先株式にかかる種類株主総会

(1) 当該株主総会決議があったものとみなされた年月日

平成29年6月19日

(2) 当該決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

平成29年10月1日を効力発生日として、次のとおり定款を一部変更する。

- イ 当社普通株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株へ変更することとし、単元株式数に関する定めの変更を行う。
- ロ 当社普通株式について10株を1株にする株式併合を行うこととし、発行可能株式総数の変更および第1種優先株式の取得条項にかかる定めの変更を行う。
- ハ 第1種優先株式についても、普通株式と同様に単元株式数の変更および株式併合を行うこととするため、法令に定める場合を除き株式併合等を行わない旨の定めを削除し、あわせて発行可能株式総数の変更および剰余金の配当等にかかる定めの変更を行う。
- ニ 種類株主総会の基準日にかかる規定の整備その他所要の変更を行う。

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式および第1種優先株式のいずれについても、10株につき1株の割合で併合する。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率	決議の結果
第1号議案 定款一部変更の件	10,000	0	0	100.00%	可決
第2号議案 株式併合の件	10,000	0	0	100.00%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案および第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成による。